

平成 19 年 9 月 20 日

各 位

株式会社 りそな銀行  
株式会社 埼玉りそな銀行  
株式会社 近畿大阪銀行

一部貸出金での適用金利の不一致について

本年 2 月に公表いたしました、りそな銀行（社長 水田 廣行）における、旧奈良銀行での一部貸出金の適用金利不一致の判明を受け、りそな銀行、埼玉りそな銀行（社長 川田 憲治）、近畿大阪銀行（社長 桔梗 芳人）のグループ各社において同様の貸出金（金利変更を手作業で行わざるをえない貸出金）について調査を行ってまいりました。

この調査の結果、グループ各社において、一部の貸出金について、金利変更手続きの誤りにより貸出金利を過大に請求しているもの、または過小に請求しているものがあることが判明いたしました。

（今回判明した内容）

発生事象 : 適用金利を基準金利の変更に連動させる約定をしている貸出金のうち、金利変更を手作業で行わざるをえない貸出金の一部において、約定通りの連動がなされず、結果として、貸出金利を過大に請求しているもの、または過小に請求しているものがありました。

	対象となる貸出金件数	対象貸出金利額
りそな銀行	267 件	過大金額：約 338 百万円 過小金額：約 53 百万円
埼玉りそな銀行	23 件	過大金額：約 13 百万円 過小金額：約 8 百万円
近畿大阪銀行	96 件	過大金額：約 5 百万円 過小金額：約 3 百万円

法人・個人のお客さまに対するものです。

経 緯 : 本年 2 月に旧奈良銀行において、一部貸出金の適用金利不一致 が判明したことを受け、グループ各社で同様の貸出金（金利変更を手作業で行わざるをえない貸出金）について調査を行ってまいりました。

旧奈良銀行では、オンライン管理での金利自動変更システムの機能がなく、手作業で金利変更をしていたために金利変更手続きの誤りが発生しました。

発生原因 : グループ各社では、原則、適用金利を基準金利の変更に連動させる約定をしている貸出金については、オンライン管理の金利自動変更システム機能により適用金利変更処理を行っておりますが、一部の貸出金では、金利変更条件がシステム仕様に適合しない等、金利変更をオンライン管理ではなく手作業で行わざるをえないものがあります。本件は、この手作業による金利変更手続きの処理の一部に誤りがあったものです。

対象となるお客さまへの対応 : 既に、対象となるお客さまには、個別にお詫びし、遡って正しい金利に修正したうえで利息の差額精算をさせていただくことについてご説明をしております。

このような事態が生じ、お客さまならびに関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけし、また、お客さまの信頼を損なう結果となりましたことを、心からお詫び申し上げます。

今後は、このような事態が二度と起こらぬよう、再発防止策に取り組んでまいります。

(本件に関するお客さま専用のお問い合わせ窓口)

りそな銀行のお客さま

電話番号 0120-283-752

受付時間 9:00~17:00(平日)

埼玉りそな銀行のお客さま

電話番号 0120-203-192

受付時間 9:00~17:00(平日)

近畿大阪銀行のお客さま

電話番号 0120-155-813

受付時間 9:00~17:00(平日)

以上